

済んでいますか

# 市県民税の申告

市県民税の申告が済んでいない人は、必ず申告してください。所得がない場合でも申告が必要です。

## 申告をするには

受付時間／月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※祝日は除く。

## 受付場所／税務課

必要なもの／印鑑、前年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、支払い明細、帳簿など)、各種控除証明書・領収書(生命保険料、国民年金保険料など)

## 申告をしていないと

● 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。

● 入院などで医療費が高額になった場合、自己負担限度額が高くなる場合があります。

● 各種申請に必要な所得証明などの証明書が交付されません。

## 申告の必要がない人

● 所得税の確定申告をしている人  
● 勤務している会社から給与支

● 所得のない18歳未満の人や、扶養されている人  
● 払報告書、日本年金機構などから年金支払報告書が提出されている人

● 所得のない18歳未満の人や、扶養されている人

## 問い合わせ先

税務課課税班  
☎62-5321

## 忘れていませんか 軽自動車の廃車などの手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。所有状況が変わった場合は、必ず手続きしてください。

### 取扱窓口

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車／市税務課  
二輪車(125cc超)／関東運輸局千葉運輸支局  
軽自動車(三輪以上)／軽自動車検査協会千葉事務所  
☎市税務課課税班(☎62-5321)、関東運輸局千葉運輸支局(☎050-5540-2022)、軽自動車検査協会千葉事務所(☎050-3816-3114)

## 市税・保険料・使用料など

## 納付は期限内に

市が実施しているさまざまな行政サービスは、皆さんの納付の積み重ねによって成り立っています。昨今の厳しい経済状況の中でも、ほとんどの人は納期限内に納付をしています。

## 納期限内に納付しましょう

市税や保険料など市への納付金は、納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、差し押さえなど滞納処分の対象になります。

「住宅ローンがあるから払えない」「車のローンがあるから払えない」などは、決して滞納の理由になりませんし、納付義務を免れるものでもありません。税金の納付は借金を含む全ての債務に優先されると、地方税法で定められています。

## 納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情により、納期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に相談してください。多重債務などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

## 納付は口座振替で

市では口座振替による納付を原則化しています。市税、保険料、各種使用料などを納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。

### 【問い合わせ先一覧】

主な債権の種別など		問い合わせ先
強制徴収公債権	市税・国民健康保険税	税務課課税班 (☎62-5322)
	後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)
	保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)
	介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)
	下水道受益者負担金・使用料	下水道課管理班 (☎62-5357)
非強制徴収公債権	農業集落排水処理施設使用料	農水産課農業基盤整備班 (☎68-1173)
	市営住宅家賃	都市整備課建築住宅班 (☎62-5895)
	学校給食費	旭市第一学校給食センター (☎62-0366)
		旭市第二学校給食センター (☎55-2246)
私債権	放課後児童クラブ受託料	学校教育課学務班 (☎55-5724)
	水道料金	水道課業務班 (☎63-9180)
		旭市水道お客様センター (☎63-8881)
多重債務に関する相談		旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時